

電力需給契約書(案)

京都府(以下「甲」という。)と「落札者」(以下「乙」という。)とは、京都府公営企業管理事務所で使用する電気の需給に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添「仕様書」及びこの契約の条項に基づき、甲の京都府公営企業管理事務所で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約の要領)

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 契約電力
ア 常時電力 その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
イ 予備電力 アと同じ値とする。
- (2) 契約金額 別紙「契約単価表」のとおり
- (3) 供給場所 京都府福知山市宇石原1158
京都府公営企業管理事務所
- (4) 契約期間 令和元年9月1日から令和2年8月31日まで
- (5) 供給仕様等 別添「仕様書」のとおり
- (6) 予定数量 電力量 2,533,000kWh

この契約における各会計年度における予定数量は次のとおりとする。

令和元年度 1,464,000 kWh

令和2年度 1,069,000 kWh

- (7) 契約保証金 落札決定後記入
- (8) この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

(秘密を守る義務)

第3条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後(解除を含む。)にかかわらず、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(契約の変更等)

第4条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要となったときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(計量及び検査)

第5条 乙は、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）及び最大需要電力を、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲が指定する職員による検査を受けるものとする。なお、検針日は実際に検針を行った日にかかわらず、毎月1日とする。

2 乙が甲の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、甲はこれに応ずるものとする。

(力率割引等)

第6条 力率割引及び割増は、仕様書の規定に基づくものとする。

2 その他割引は、仕様書の規定に基づくものとする。

(燃料費調整額)

第7条 燃料費調整額は、仕様書の規定に基づくものとする。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

第8条 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業法第3条の規定による一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める特定規模需要供給条件（託送供給約款）の規定に基づくものとする。

(料金の算定)

第9条 常時電力料金は、第2条第1号アに規定する契約電力に別紙「契約単価表」（以下「単価表」という。）の常時基本料金単価を乗じて得た額（以下「常時基本料金」という。）に計量期間に係る使用電力量（予備電力により供給を受けた使用電力量を含む。以下同じ。）に単価表の電力量料金単価を乗じて得た額（以下「常時電力量料金」という。）を加算した額とする。ただし、常時基本料金は、第6条第1項の規定により算定された力率割引又は割増し及び同条第2項によって算定されたその他割引を行うものとし、常時電力量料金は、第6条第2項によって算出されたその他割引を行い、第7条の規定により算定された燃料費調整額を差し引き、又は加えるものとする。

2 予備電力料金は、第2条第1号イに規定する契約電力に単価表の予備基本料金単価を乗じて得た額とする。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、計量期間に係る使用電力量に仕様書に基づき算出された料金を乗じた額とする。

(代金の支払等)

第10条 乙は、第5条の規定による検査に合格したときは、月毎に前条第1項から第3項により算出した金額の合計額（以下「代金」という。）を計量期間の翌月に、甲に対し適法な請求書により請求するものとする。なお、単位及び端数処理に関しては仕様書の規定によるものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を乙に支払わなければならない。ただし、支払日が日曜日又は銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払日をその翌日とする。また、その翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、供

給約款の規定に基づき違約金を支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は違約金を支払う日数に計算しないものとする。

(接続供給契約等の義務)

第11条 乙が、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者であるときは、自己と一般送配電事業者との間に、自己がこの契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする託送供給契約を締結し、その確認ができる書類の写しを甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。

(3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、需要電力の年間予定量が第2条第6号の予定数量の3分の2以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

(予算削減に係る契約の解除等)

第12条の2 甲は、翌年度以降の甲の収入支出予算において、乙に支払うべき代金が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(談合等による解除)

第 13 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令、第 62 条第 1 項の規定による納付命令又は第 64 条第 1 項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

第 14 条 甲は、契約期間が満了するまでの間は、第 12 条第 1 項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 15 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第 12 条第 1 項の規定によりの規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 7 5 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第 12 条第 2 項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の 10 分の 1 を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(契約保証金) ※契約保証金を免除する場合は本条を削除する（施行時には本記載抹消）

第 16 条 甲は、第 2 条第 7 号の契約保証金を前条第 1 項の違約金に充当することができる。

2 甲は、契約期間の最終月の履行に伴う第 5 条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(損害賠償の予定)

第 17 条 乙は、第 13 条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に

契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項の規定による不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第 18 条 第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第 19 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対等額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第 20 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（関係法令の遵守）

第 21 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第 22 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 月 日

甲 京都府

印

乙

印

別紙

契約単価表(公営企業管理事務所)

常時基本料金単価(円/kW)	円/kW	
予備基本料金単価(円/kW)(予備線)	円/kW	
電力量料金単価(円/kWh)	夏季	円/kWh
	その他季	円/kWh

この単価表は、消費税及び地方消費税を含んだものとする。

また、入札時の積算に使用した単価を記入することから、応札者により項目が異なる場合は本表を修正する。

加えて、表中の語句については以下のとおりとする。

「夏季」:毎年7月1日から9月30日の期間

「その他季」:毎年10月1日から翌年6月30日の期間